## 災害時の緊急避難のためのマンション施設・設備開放に係る提案

ホーユウパレス福島松川管理組合・自治会2021.2.28

- 1 地域の自主防災の観点から、以下の項目について最大限の寄与・努力をいたします
  - ○災害時にあっては、御山越町内会との連携(報告・連絡・相談)を強め組織的に対応します
  - ○生命の尊重を最優先し、災害時の緊急避難等のため町内会組織から当マンション施設利用の申し出や提案があ れば、即時に受け入れ利用可能とします
  - ○緊急避難受け入れの際には、町内会役員の方々の指示の下で自治会役員が対応します
  - ○緊急避難等のための施設の利用は、原則としては「一時避難(24時間以内)」とします
- 2 利用できる施設及び設備・備品

<避難場所>	<移動手段>	<集会室内の設備、備品>		
◎1階集会室	◎内階段、外階段	◎湯沸かし器	◎卓上ガス・IHコンロ	◎ジョイントマット12
◎各階廊下	◎エレベーター	◎茶菓セット	◎鍋、釜、台所用品	◎工具·事務用品
◎各階内階段	(停電で使用不能)	◎テレビ、ラジオ	◎コピー機、プリンター	◎ガスバーナー
●敷地内駐車場	※階段使用になります	●懐中電灯	◎メガフォン	●トイレ(男女共用1)
<食庫内の備品> @スコップ @ツルハシ @ブルーシート ◎メッシュシート ◎大鍋 ◎炭水コンロ ◎ポリ大小容器 ほか				

|< 倉庫四の偏品> ®スコッフ ®ツルハシ ®フルーシート ®メッシュシート ®大鍋 ®灰火=

- ※停電または断水の場合、使用できない設備・備品があります
- ※停電の場合でも、廊下と内階段の非常灯は、8時間以上点灯します
- ※停電による高架水槽からの断水の場合でも、地上の受水槽から給水できます
- 3 ご理解をお願いします(留意事項)
  - (1) 町内会と自治会との組織的な対応を基本として、連携を密にして防災対策をすすめたい
  - (2) 望ましいコミュニティ(地域力)形成の一助として、当マンションを積極的に活用していただきたい
  - (3) マンションは、個人所有の集合住宅であることをご理解いただきたい
    - ・各部屋は、各区分所有者の私有財産である専用部分になります
    - ・集会室や駐車場などの共用部分は、「区分所有法」の下で管理組合が管理・運営しています
    - ・管理組合は、居住者の安心・安全な生活を維持し各私有財産を守ることを最優先にして運営されます
  - (4) 災害等の緊急避難時は、防犯対策も重視していきたい
    - 管理組合は、生活を脅かすような規約違反や秩序の乱れを防止するため、「民泊」を禁止しています。
    - ・不審者の出入りなどを防ぐため、来訪者の駐車には来訪者記入簿を義務づけています
  - (5) 当マンションでは、災害時の緊急避難は「自宅」を原則としています(火災と不法侵入の場合を除く)
    - ・役員は、①エレベーター、②停雷、③断水、④建物・敷地内の点検と対策にあたります
    - ・居住者への告知や指示は、掲示板(張り紙)を原則とし、必要に応じてメガフォン等を使用します
- 4 連絡先(今年度:令和2年9月~令和3年8月)
  - ●ホーユウパレス管理事務所 ☎024-531-6390

## 災害時の緊急避難のためのマンション施設・設備開放に係る提案-2-(新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点からの補足)

ホーユウパレス福島松川管理組合・自治会2020.7.18

感染拡大防止の観点から、当マンションおいては、新型コロナウイルス感染者を受け入れることは困難です。 とはいえ、生命の尊重を最優先し、緊急避難として受け入れざるを得ない場合もあります。

避難中において、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、関係機関への連絡など必要な対応を 行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作る必要があります。

したがって、感染防止を重視し下記の留意事項を補足します。その上で、災害時にあっては昨年10.30の「提案」(次ページ資料) 通りに御山越町内会との連携を強め組織的に対応します。

記

- 1 当マンション敷地内(または集会室、廊下、内階段等の建物内)に避難する手順
  ①受付⇒ ②検温⇒ ③問診票(別紙)記入・提出⇒ ④「集会室を利用される皆様へ」(別紙)の内容に従って避難
  【重要】・避難・待機中に手で触れたものは、その都度こまめに備え付けの備品で除菌
  - ・手指は、必要に応じてこまめに洗浄・消毒
  - ・トイレを使用したときは、使用後に使用した者がその都度消毒

<集会室に設置してある備品(すべて自由に使えます)>

- ◇非接触体温計 ◇ペーパータオル ◇手指消毒液 ◇除菌ウエットティッシュ ◇除菌スプレー ◇マスク
- 2 感染の疑いがある避難者がいると判断された場合の対応(検温と健康状態、問診票から判断)
  - ①場所を共有させないで保護
    - ・私有車がある場合⇒車を駐車場に移動し車内に一時退避
    - ・別室を確保し、一時退避
    - ・風水害の場合、2階建ての自宅に誘導・保護
  - ②専用スペースから入口、トイレまでに専用の動線を確保する
  - ③速やかに関係機関、保健所に連絡・相談
  - 【重要】・対応・誘導・保護する役員等は、マスク(フェイスシールド)、帽子など頭部を覆うもの、レインコート、手袋を着用 ・作業後に、他との接触を避け、できるだけ速やかに衣類など身に付けていたものと全身の洗浄
- 【参考】緊急避難時に想定される役割(責任者)と運営体制

緊急避難時に、混乱状態になり二次災害や想定外の事故を誘発することなどないよう、平時の事前準備が肝要

- ●避難所の統括・諸機関との連絡(状況把握、判断、指示・連絡)
- ●避難者受入(避難者の受付、検温、問診票の管理、避難者の掌握)
- ●避難者への指示・連絡(避難者の誘導、避難生活の管理)
- ●保健・衛生・救護(特に、発熱・咳等のある者や濃厚接触者が出た場合の対応)
- ●飲食物の調達・配布
- ●運営会議(非常事態の中で、個々の判断で行動し混乱が起きないよう、必要に応じて打ち合わせ⇒共通認識)